

社会福祉法人寄居町社会福祉協議会の常勤役員の報酬等に関する規程

第1条 社会福祉法人寄居町社会福祉協議会(以下「寄居町社協」という。)の常勤役員に対する報酬、通勤手当、旅費、期末手当及び退職手当の支給の方法に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 常勤役員に、報酬を支給する。

2 報酬は、月額407,500円とする。

第3条 常勤役員に通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、寄居町社協の職員(以下「職員」という。)の例による。

第4条 常勤役員が業務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類及び額は、職員の例による。

第5条 常勤役員に対しては、6月にあつては期末手当基礎額(報酬月額に100分の45の額を加算した額)の100分の140、12月にあつては期末手当基礎額の100分の140に相当する額を期末手当として職員の例により支給する。ただし、在職期間が6箇月未満の場合にあつては、本条に規定する額に次の表に定める割合を乗じて得た額をもって期末手当とする。

| 在 職 期 間 | 割 合 |
|---------------|---------|
| 5 箇月以上 6 箇月未満 | 100分の80 |
| 3 箇月以上 5 箇月未満 | 100分の60 |
| 3 箇月未満 | 100分の30 |

第6条 常勤役員が退職したときは、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、会長が別に定める。

第7条 この規程に定めるもののほか、常勤役員に対する報酬、通勤手当、旅費、期末手当及び退職手当の支給方法については、職員の例による。

付 則

(施行期日等)

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(期末手当の額の特例)

2. 平成29年6月の期末手当の額は、第5条の規定にかかわらず、期末手当基礎額(報酬月額に100分の45の額を加算した額)の100分の140に相当する額とする。

付 則

(施行期日等)

1. この規程は、平成29年6月14日から施行する。

社会福祉法人寄居町社会福祉協議会の常勤役員の報酬等に関する規程 第6条第2項の規定に基づく退職手当に関する定め

社会福祉法人寄居町社会福祉協議会の常勤役員の報酬等に関する規則第6条第2項に規定する退職手当の額は、次のとおりとする。

- 1 退職手当の額は、次の算式により算出した額とする。
(1) $\text{報酬月額} \times \text{在職月数} \times 25 / 100 \times 1 / 2$
- 2 報酬月額及び在職月数報酬月額は、退職時の報酬月額とし、在職月数は、1月未満の端日数がある場合はこれを1月とする。

付 則

この定めは、平成29年4月1日から施行する。